

米国では5日に大統領選です。経済・安全保障面で世界の将来に大きな影響を及ぼす投票結果に、否応なしに注目が集まります。

TEL 043-241-6121
FAX 043-243-3430
URL <https://www.osmk-ohb.co.jp>
令和6年11月1日
代表社員 石田 洋祐

年末調整の変更点（令和6年分）

今年も年末調整の時期がやって来ました。月次の源泉徴収業務では定額減税の処理に対応しなければならず、一苦労しましたが、年末調整でも定額減税の処理（年調減税）が追加されるなど、いくつか変更点があります。

今回は、定額減税対応も含めた年末調整の変更点をまとめました。

○定額減税の兼用様式

定額減税とは2024年の減税政策で1人当たり所得税3万円、住民税1万円の合計4万円の減税が実施されます。扶養控除申告書を提出した従業員本人の合計所得金額が1,805万円以下の場合はこの年調減税の適用対象となり、同一生計配偶者や扶養親族がいる場合はその人数分減税額が加算されます。この定額減税の対象者の確認のため、基礎控除申告書・配偶者控除等申告書が定額減税の兼用様式に改定され、チェックマークを記入する枠が追加されています。（改定後の名称は「給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書兼所得金額調整控除申告書」）

○保険料控除申告書の改定

保険料控除申告書の簡素化が施され、「続柄」を記入する欄が削除されました。

○「簡易な申告書」として提出が可能（令和7年分扶養控除申告書から）

控除対象配偶者や扶養親族、障害者、寡婦などの対象者を記載する「給与所得者の扶養控除等申告書」ですが、前年に提出した内容から異動がない場合には、全てを記載せず、「氏名」「住所又は居所」「個人番号」「前年に記載した事項から異動がない旨」のみを記載して提出することができるようになりました。